

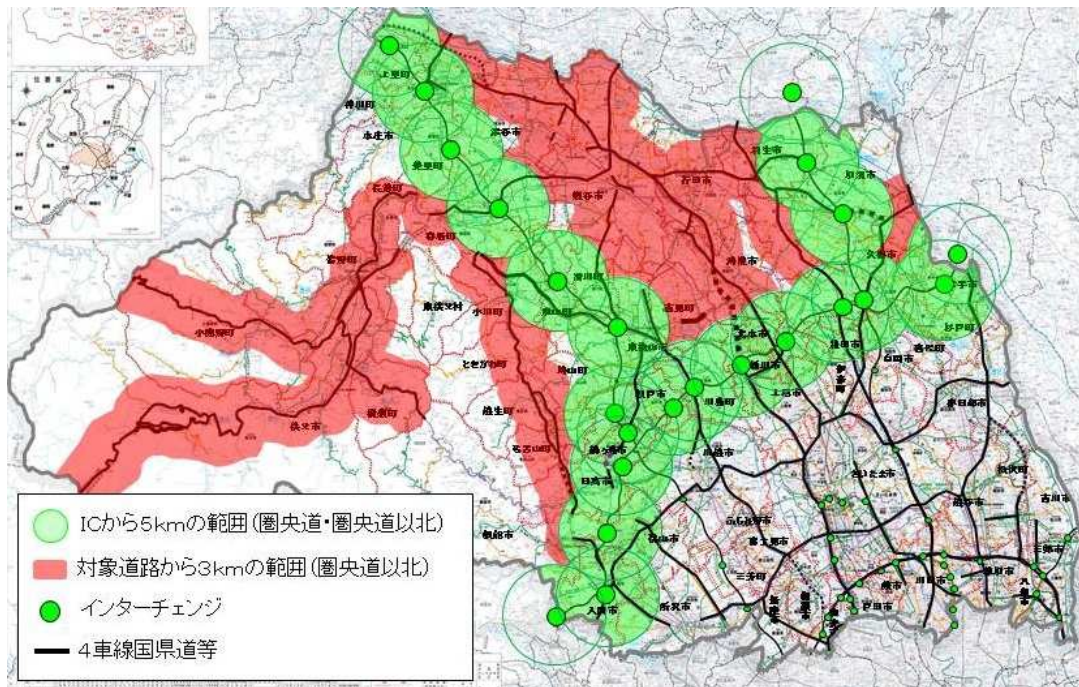
付属資料1 田園都市産業ゾーンの範囲等

田園都市産業ゾーン イメージ図

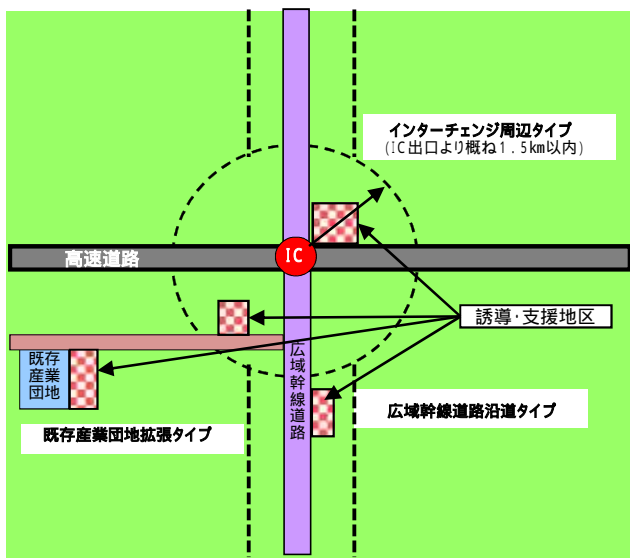
(1) 田園都市産業ゾーンの範囲

- 当方針における積極的に産業地誘導を検討する地域(については圏央道以北の地域に限る)
- 圏央道のインターチェンジから概ね5kmの範囲
- 関越道、東北道の各インターチェンジから概ね5kmの範囲
- 国道(4車線及びバイパス)及び県道(4車線)から概ね3kmの範囲
- 秩父地域における国道140号及び国道299号から概ね3kmの範囲
- 県道飯能寄居線(日高市内から小川町内)から概ね3kmの範囲

(2) 適用期間 平成33年度まで



産業誘導地区の対象エリアイメージ図



対象エリア条件

	工業・研究施設	流通業務施設
既存産業団地 拡張タイプ	既存産業団地に隣接する区域	
インターチェンジ 周辺タイプ	IC出口より概ね1.5km以内	
広域幹線道路 沿道タイプ	幅員12m以上(最低9m)の道路の沿道	4車線以上の幹線道路の沿道、又はその道路からの距離が概ね500m以内でかつ幅員12m以上(最低9m)の道路に接している区域

面積要件

開発面積が概ね5ha以上、圏央道以北地域については概ね2ha以上、圏央道以北の国道17号、秩父地域における国道140号及び国道299号、県道飯能寄居線(日高市内から小川町内)は、「4車線以上の幹線道路」に読み替える。

付属資料 2 周辺環境との調和イメージ

田園空間と調和

田園空間の
場合



地域の森を残す

既存樹林が
ある場合



工業用地の外縁部に高木を植栽するなど周辺環境との調和を図る。

工場立地法やふるさと埼玉の緑を守り育てる条例などの基準を遵守する。

地区計画により緑地空間の担保を図る。

地域に既存樹林がある場合は、森林法(林地開発許可制度)などの基準を遵守し地域の森を残していく。

付属資料3 景観法などによる周辺環境の保全

景観計画区域(特定課題対応区域) 県条例(届出勧告)

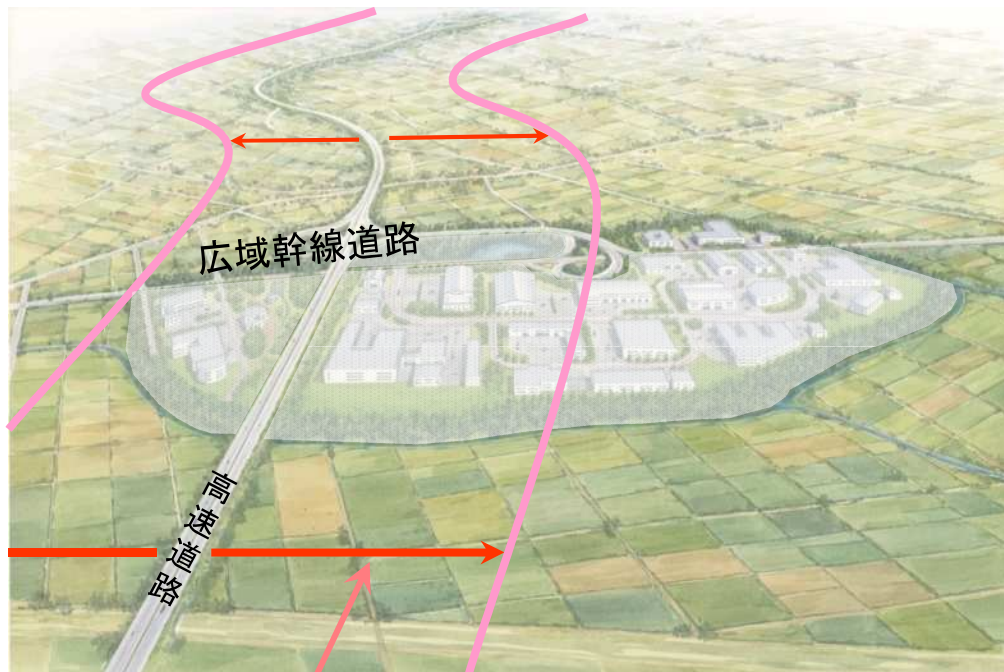
高速道路が存する市町(圏央道については鶴ヶ島JCT以東に限る)及び産業誘導地区等が存する市町の用途地域が定められていない区域

(対象行為)

建築物(一戸建て住宅を除く)、
煙突等、物件の堆積(廃棄物、再生資源、資材等)

(誘導内容)

建築物等: 外壁の色彩等
物件の堆積: 堆積物の高さ、遮蔽(色彩誘導)



屋外広告物禁止地域

方法: 県条例

対象: 高速道路(指定済) 広域幹線道路(一部指定済)

高速道路: 500m以内
(高速道路の路面高以下の空間は除く)

広域幹線道路: 50m以内
(知事が指定する範囲)

付属資料4 乱開発の抑止

圏央道開通に伴う開発ポテンシャルの高まり

乱開発の懸念

県民の貴重な財産である緑豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐために県と市町とが連携して乱開発を抑止する取組を実施

乱開発抑止の具体的な取組内容

重点抑止エリアを設定(高速道路IC等)
資材置場や残土置場などの設置を適切に誘導
監視活動(一斉パトロール)を実施

田園都市産業ゾーン周辺地域乱開発抑止連絡会議

県関係各課 : 企画財政部土地水政策課
環境部産業廃棄物指導課
農林部農業政策課
都市整備部都市計画課
都市整備部田園都市づくり課
企業局地域整備課



連携

各市町 : 川越市、飯能市、加須市、狭山市、入間市、桶川市、
(16市町) 久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市
白岡市、川島町、宮代町、杉戸町

今後、新たに「産業誘導地区」に選定された市町村も順次参加します。

付属資料5 産業誘導地区の選定・支援体制

産業基盤づくり構想

市町村（まちづくり担当課 企業誘致担当課）



県地域振興センターで、
必要に応じて市町村支援

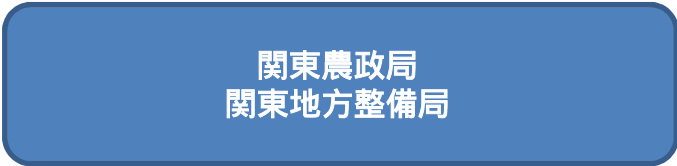
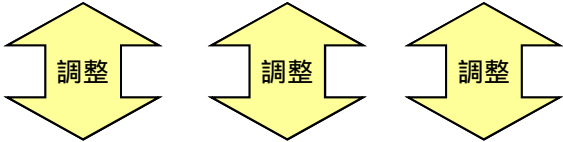
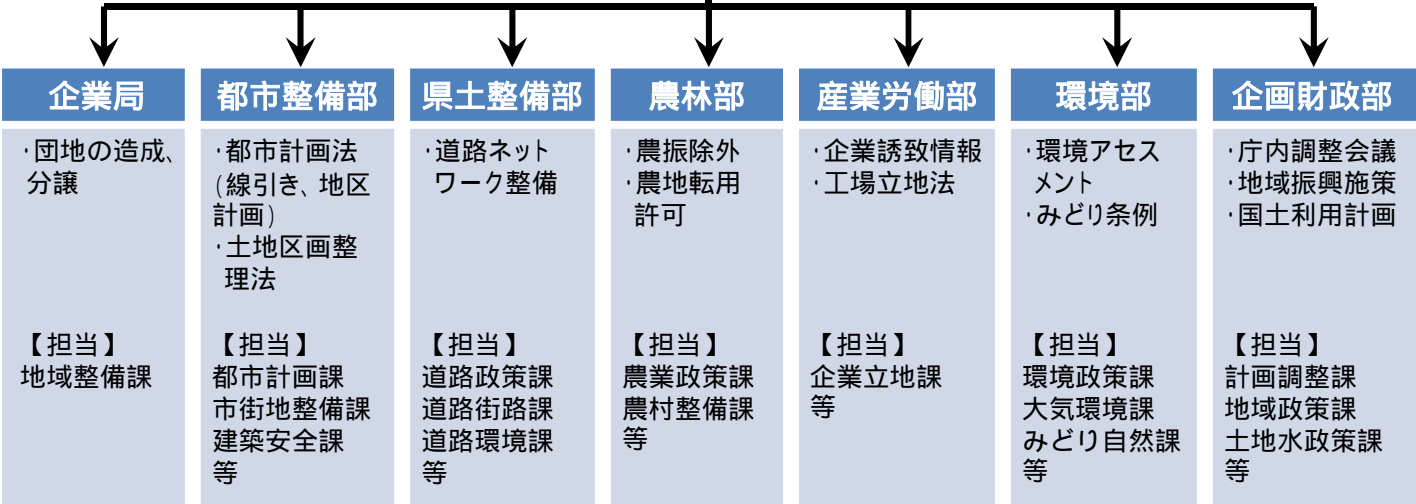
< 産業地スピードアップ調整窓口 >
田園都市づくり課

STEP 1 田園都市産業ゾーン推進チーム（関係課調整会議）

STEP 2 田園都市産業ゾーン推進チーム会議

STEP 3 田園都市産業ゾーン推進本部会議に諮り「**産業誘導地区**」を選定

企業局による産業基盤づくりに向けた調査の実施地区は、
田園都市産業ゾーン推進チーム会議において課題整理をする。



付属資料6 圏央道以北地域への重点支援

重点支援1 「地域特性を生かした産業基盤づくり支援」

田園都市づくり課による支援強化

～更なるスピードアップ～ 【パッケージ型支援】	田園都市づくり課職員が市町村を訪問し、「有望候補地区掘り起し支援」「ファーストステップ支援」「オーダーメイド型支援」を一体的に行い更なるスピードアップを図ります。
～一歩踏み込んだ支援～ 【計画具体化支援】	【県企業局開発希望地区へのフォローアップ】 ・市町村が県企業局開発を希望している地区について、事業化に向け、ともに課題整理を行います。 ・県企業局による事業化が見込めない地区については、民間開発による事業化の可能性などについて、市町村とともに検討します。
	【土地区画整理立ち上げ支援等】 ・これまでの実績を踏まえ、業務代行者の活用方法など事業の立ち上げ手法を紹介しながら、市町村による取組を支援します。 ・市街化区域において工業系への土地利用転換の可能性を検討する市町村の取組を支援します。

重点支援2 「企業誘致特別支援」

企業誘致活動	企業ニーズ情報の提供
	市町村との共同企業訪問
企業誘致PR	企業立地セミナーin大阪の開催
	彩の国ビジネスアリーナへの企業誘致ブースの設置
県・市町村企業誘致連絡会議幹事会	北部地域部会の開催
	研修会の開催

重点支援3 「企業誘致関連道路の整備促進総合支援」

人的支援	道路公社	道路設計等の受託(調査・測量・設計)
	土地開発公社	用地取得(先行取得、事務委託)、造成工事 用地の先行取得に合わせて整備するものに限る
財政的支援	ふるさと創造貸付金	社会基盤整備を支援するための貸付け